

銚子市備蓄計画

令和3年9月

銚子市

目次

1	はじめに	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	備蓄計画の基本的な考え方	1
2	備蓄及び調達に係る基本的な考え方	2
(1)	自助・共助による備蓄	2
(2)	公助による備蓄	3
3	備品品目の考え方	4
(1)	食料・飲料水の品目例	4
(2)	生活必需品の品目例	4
(3)	資機材の品目例	5
4	備蓄計画数量	6
(1)	備蓄物資支給対象者	6
(2)	備蓄物資の算定条件	7
(3)	備蓄目標量の算定	8
5	備蓄（購入）計画	11
(1)	食料・飲料水	11
(2)	生活必需品	11
(3)	資機材等	11
(4)	備蓄物資の保存期間と更新	11
6	備蓄倉庫について	13
(1)	物資集積拠点、備蓄倉庫の位置づけ	13
(2)	物資集積拠点及び防災倉庫等設置箇所一覧	13
7	流通備蓄について	15
8	救援物資について	16
■資料	上位・関連計画における備蓄の考え方	17
1	防災基本計画	17
2	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針	18
3	千葉県地域防災計画	19
4	銚子市地域防災計画	20

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

本市では、地震等の災害に備えて、備蓄倉庫を設置するとともに、指定避難所である各小中学校等に、食料、飲料水、生活必需品を確保しています。

また、市民に対しては、食料及び飲料水等の家庭内備蓄に努めるよう啓発を行っています。

こうしたなか、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、地震の揺れや津波、液状化現象等によって甚大な人的被害や建物被害が発生したほか、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断されました。

また、道路、鉄道、港湾等も大きな被害を受けたことから、流通機能が停滞し、長期間に渡って物資等の不足状態が続いたほか、在宅避難者用の物資の確保や支援物資のマッチングの困難性など、物資の供給に係る様々な課題が浮き彫りとなりました。

こうした状況下において、本市では、減災の視点を取り入れた災害に強いまちづくりを推進しているところですが、その一つとして、大規模かつ広範囲で災害が起こった場合に備えた備蓄が重要であることを再認識し、今後の備蓄のあり方等に関する基本的な方針を示すため「銚子市備蓄計画」を策定することとしました。

本計画では、市民による日頃からの家庭内備蓄及び地域での備蓄といった自助・共助の考え方を基本としつつ、公助である市としても大規模な地震等に対応できる食料や生活必需品、資機材等の備蓄を推進し、最大規模の災害にも対応できる備蓄体制を構築するものとします。

なお、本計画は、災害被害想定や社会情勢の変化、新たな課題等が生じた場合には、必要に応じて検討を加え、適宜修正していきます。

(2) 備蓄計画の基本的な考え方

大規模な地震等の発生直後は、交通・通信インフラの寸断等により流通機能が停止し、発災から 3 日間程度は被災地外からの支援物資が届かないことが想定される。

このため、この間は、各家庭等における自助備蓄を中心とし、備えが不足する場合などは共助備蓄で補完するものとし、不測の事態に備えて、公助備蓄（市の備蓄）の供給を行うことを基本とする。

こうしたことを踏まえ、本計画では、発災から 3 日分を想定した本市の備蓄目標を定めることとする。

2 備蓄及び調達に係る基本的な考え方

(1) 自助・共助による備蓄

発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには、市民や事業者等が「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが重要である。

このため市は、市民等の備蓄意識の高揚を図るため、引き続き普及啓発を推進していくものとする。

ア 市民（自助）による備蓄

- 平常時から災害に備え、非常持出品の準備と最低3日分以上（可能であれば1週間分）の食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄に努める。
- 高齢者や乳幼児、障害者等の要配慮者が必要とする紙おむつや医薬品、粉ミルク、哺乳びん等の物資は、介護者等がその確保に努める。
また、アレルギーをもつ家族がいる場合は、食物アレルギーに対応した食料品の確保に努める。
- ペットを飼っている場合は、ペットフード及びゲージ等の備蓄に努める。

家庭における非常持出品の例

種別	主な品目（例）
非常食	飲料水（3ℓ/日）、保存食等
衣類	防寒着、下着・靴下、雨具、スニーカー、タオル、軍手等
防災用品	携帯ラジオ、マッチ・ライター、懐中電灯、ヘルメット、笛・ブザー、地図、乾電池、筆記用具、携帯電話の充電器、家族・知人の連絡先等
衛生用品	常備薬、救急セット、ポリ袋、マスク、ウェットティッシュ等
貴重品	現金、身分証明書、健康保険証、通帳・印鑑等
妊婦のいる家庭	脱脂綿・ガーゼ、さらし・T字帯、あかちゃん用品、母子手帳等
乳幼児のいる家庭	粉ミルク、哺乳瓶、離乳食、スプーン、紙おむつ等
要介護者のいる家庭	薬、補助具の予備、紙おむつ等

イ 自主防災組織（共助）による備蓄

各自主防災組織は、「銚子市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱」における補助金の活用により、防災用資機材を購入し、備蓄するものとする。

ウ 事業者等（自助）による備蓄

- 発災後、事業者等^{*1}としての業務継続や迅速な復旧を図るため、また、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るためには、従業員等を一定期間事業所内に留め置く必要がある。このため、従業員等の3日分^{*2}以上の食料や飲料水、生活必需品の備蓄に努める。
- なお、集客施設を有する事業者等においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討する。

(2) 公助による備蓄

市における備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、市民等の備蓄意識の高揚を図るとともに、市においても、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄や調達を図る。

ア 市による備蓄・調達

- 自助・共助を基本としながらも、市は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料や飲料水、生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水・生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。
- 地域特性等も考慮した上で、住民が避難所に持参する物資や他自治体等からの供給も含めて、発災から3日間に必要とする物資を賄うことができるような備蓄目標を立て、計画的な備蓄を進める。
- 要配慮者や女性の避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

イ 流通備蓄による調達

- 市は、民間事業者や他自治体と事前に協定を締結し、災害時に必要な物資を速やかに調達できる体制を整えておく。
 なお、大規模な災害時には、協定先事業者が被災し、調達が困難となることも想定されるため、多様な調達先の確保に努める。

時系列でみる備蓄物資の確保

	発災 1 日目	発災 2 日目	発災 3 日目	発災 4 日目	発災 5 日目以降
市民・事業者・自主防災組織の備蓄	→				
市の備蓄	→				
流通備蓄			→		
救援物資				→	

*1 事業者等：民間企業だけでなく、団体、学校、病院、福祉施設等を含む。

*2 3日分：発災時の被救助者の生存率は4日目以降激減することから、発災後3日間は救助・救出活動を優先させる必要がある。そのため、従業員の一斉帰宅が救助救出の妨げとならないよう、最低でも発災後3日間は企業等が従業員を施設内に待機させておくことが望まれる。

3 備品品目の考え方

災害発生時から流通備蓄及び救援物資が調達されるまでの間に、市において、必要不可欠な緊急物資を備蓄しておく必要があり、(1)～(3)に必要と思われる備蓄品目を例示する。

(1) 食料・飲料水の品目例

品目	対象者
アルファ米（アレルギー対応型）	2歳以上（要介護認定3以上を除く。）
アルファ米（おかゆ）	1歳及び要介護認定3以上
パン	2歳以上（要介護認定3以上を除く。）
液体ミルク（アレルギー対応型）	0歳
飲料水（500ml）	避難者全員

(2) 生活必需品の品目例

品目	対象
毛布（防寒対策や敷物としても利用）	全避難者
紙おむつ（乳幼児用）	0歳～3歳
哺乳瓶（使い捨て哺乳瓶）	0歳
おしりふき（乳幼児用）	0歳～3歳
紙おむつ（大人用）	施設入所者を除く要介護3以上
尿取りパット	施設入所者を除く要介護3以上
おしりふき（大人用）	施設入所者を除く要介護3以上
トイレットペーパー	紙おむつ使用者を除く避難者
非常用トイレ袋	紙おむつ使用者を除く避難者
生理用品	12～51歳女性
マスク	全避難者

(3) 資機材の品目例

目的	品目	
避難所運営資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所用マット（マイルディーシート） ・敷き毛布 ・仮設トイレ（組立式トイレ） ・簡易トイレ（ボックス型等） ・簡易トイレ用凝固剤、排便収納袋 ・ごみ袋（可燃・不燃・プラ用） ・発電機付投光機（投光機、発電機） ・給油ポンプ ・消火器 ・一般用テント ・物資収納袋 ・ハサミ ・ガソリン缶 ・ラジオ 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策用プライベートルーム ・暖房器具（石油ストーブ） ・台車 ・つえ ・段ボール間仕切り ・物干しロープ ・下着干し（室内干し） ・ライター、マッチ ・扇風機 ・使い捨てカイロ ・蚊取り線香 ・アルカリ乾電池 ・ガムテープ ・事務用品（鉛筆、マジック、カッターナイフ、付箋、模造紙、メモ帳等）
防災資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用テント ・土のう袋 ・水のう ・防水ライト ・ブルーシート（防水シート） ・コードリール ・ロープ ・軍手、手袋 ・ヘッドランプ ・スコップ ・懐中電灯 ・木づち ・くわ ・おの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴーグル ・噴霧器 ・防護服 ・なた ・かま ・ペンチ ・のこぎり ・なわ ・はりがね ・防災用ヘルメット ・メガホン ・拡声器 ・雨具 ・長靴
給食・給水資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・鍋 ・炊飯釜 ・ガスコンロ ・ヤカン ・お玉、しゃもじ ・ひしゃく ・炭 ・練炭 ・圧力調整器（ガス） 	<ul style="list-style-type: none"> ・LPG用ゴム管 ・飲料水タンク ・ポリタンク ・バケツ・ホース ・水道セット ・汙過機 ・浄水装置 ・組立て水槽
救急・救護資機材関連	<ul style="list-style-type: none"> ・担架 ・自転車 ・工具 ・災害救急セット ・脚立 	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒用アルコール ・折りたたみリヤカー ・ボール ・救命胴衣

4 備蓄計画数量

(1) 備蓄物資支給対象者

「銚子市防災アセスメント調査業務報告書」（平成 25 年 2 月）では、本市に及ぼす影響が大きいと考えられる 4 つの想定地震について、被害想定調査を実施し、地震対策の目標とする想定地震として、「銚子直下型地震（M6.9）」を選定した。

このため、備蓄物資支給対象者数は、「銚子直下型地震（M6.9）」の発災直後の想定避難者数、帰宅困難者数及び市の災害対応職員数を基準とする。

ア 避難者

被害内容		被害数	
建物被害	全壊	512 棟	
	半壊	4,130 棟	
津波被害	床上浸水	1,803 棟	
	床下浸水	708 棟	
火災	焼失	160 棟	
人的被害	死者数	建物倒壊	160 人
		火災	161 人
		計	321 人
	負傷者数	建物倒壊	1,843 人
		火災	160 人
		計	2,003 人
	自力脱出困難者		513 人
避難者数		3,535 人	

資料：銚子市防災アセスメント調査業務報告書（平成 25 年 2 月）

イ 帰宅困難者

大規模な地震等が発生し、公共交通機関が運行停止した場合、銚子駅周辺等において、帰宅困難者が発生することが予想される。

こうした帰宅困難者についても備蓄物資の支給対象者とし、適切な支援を行う必要があるが、本計画では市民のみを備蓄物資の支給対象者とし、帰宅困難者の支援については、今後、鉄道事業者等との協議等も踏まえながら、具体的な備蓄計画について検討を進めていくものとする。

ウ 市の災害対応職員

市の災害対応に従事する職員への必要最低限の食料等の物資の提供を行う。

(2) 備蓄物資の算定条件

備蓄物資の計画数量の算定にあたっては、前項で示した避難者数を基準とするが、避難者向けの備蓄物資はさらに年齢等により必要な物資が異なるため、年齢区分別に必要となる備蓄品については、次の対象人口に基づき算定する。

備蓄物資の目標数量を算定するための年齢区分別対象人口割合

年齢区分	数値	人口割合 ^{*1}	備考
総人口	58,614 人	100.0%	
0 歳	173 人	0.3%	液体ミルク、哺乳瓶
1 歳	193 人	0.3%	
0 歳～3 歳	813 人	1.4%	紙おむつ等（乳幼児用）
2 歳以上	58,248 人	99.4%	
12 歳～51 歳女性	10,053 人	17.2%	
要介護 3 以上 ^{*2}	1,533 人	2.6%	
施設入所者	590 人	1.0%	特別養護老人ホーム（定員 310 人） 介護老人保健施設（定員 280 人）
施設入所者を除く要介護 3 以上	943 人	1.6%	紙おむつ等（大人用）
1 歳及び施設入所者を除く要介護 3 以上	1,136 人	1.9%	アルファ米（おかゆ）
要介護 3 以上を除く 2 歳以上	56,715 人	96.8%	アルファ米、パン
0 歳～3 歳及び施設入所者を除く要介護 3 以上	1,756 人	3.0%	紙おむつ使用者
紙おむつ使用者を除く避難者	56,858 人	97.0%	

市の災害対応職員

対象	数値	備考
災害対応職員数 ^{*3}	621 人	令和 3 年 4 月 1 日現在

*1 総人口は、銚子市年齢各歳別男女別人口（令和 3 年 4 月現在）に基づき算定している。

*2 要介護認定 3 以上については、「第 8 期銚子市介護保険事業計画」（令和 3 年 3 月）に掲載されている令和 2 年 9 月末現在の認定者数に基づき算定している。

*3 市の動員配備計画における第三次配備（全職員）数としている。

(3) 備蓄目標量の算定

備蓄目標量の算定にあたっては、次の条件を考慮するものとする。

- 本計画に基づいて備蓄する備蓄物資は、いずれも発災からの3日間に必要となる物資等の提供を想定する。
- 食料・飲料水に関しては、大規模災害の混乱時であること等を考慮し、住民持参率を考慮しない。毛布とマスクに関しては、住民持参率 50%を基本として算定する。
- 食数については、千葉県「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」において、食料の必要量の算出にあたって、1日2食を採用していることから、1日2食分の備蓄を目標とする。

ア 避難者

【食料・飲料水】

品目	算出根拠及び目標量	対象
アルファ米(アレルギー対応型)	$3,535 \text{ 人} \times 96.8\% \times 2 \text{ 食} \times 3 \times 1/2 = 10,266 \text{ 食}$	要介護 3 以上を除く 2 歳以上
アルファ米(おかゆ)	$3,535 \text{ 人} \times 1.9\% \times 2 \text{ 食} \times 3 \text{ 日} = 403 \text{ 食}$	1 歳及び施設入所者を除く要介護 3 以上
パン	$3,535 \text{ 人} \times 96.8\% \times 2 \text{ 食} \times 3 \times 1/2 = 10,266 \text{ 食}$	要介護 3 以上を除く 2 歳以上
液体ミルク (アレルギー対応型) 1 缶 240ml	$3,535 \text{ 人} \times 0.3\% \times 5 \text{ 回} \times 3 \text{ 日} = 160 \text{ 缶}$ 【1 人 1 日当たりの授乳量：1 缶 240ml を 1 日 5 回として算出】	0 歳
飲料水(500ml)	$3,535 \text{ 人} \times 100\% \times 2 \text{ 本} \times 3 \text{ 日} = 21,210 \text{ 本}$ 【1 人 1 日当たり 2 本として算出】	全避難者

【生活必需品】

品目	算出根拠及び目標量	対象
毛布	$3,535 \text{ 人} \times 50\% = 1,768 \text{ 枚}$ 【住民持参率 50%】	全避難者
紙おむつ(乳幼児用)	$3,535 \text{ 人} \times 1.4\% \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} = 891 \text{ 枚}$ 【1 人 1 日当たり 6 枚として算出】	0 歳～3 歳
おしりふき(乳幼児用)	$3,535 \text{ 人} \times 1.4\% \times 20 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} = 2,970 \text{ 枚}$ 【1 人 1 日当たり 20 枚として算出】	0 歳～3 歳
紙おむつ(大人用)	$3,535 \text{ 人} \times 1.6\% \times 3 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} = 510 \text{ 枚}$ 【1 人 1 日当たり 3 枚として算出】	施設入所者を除く要介護 3 以上
尿取りパッド	$3,535 \text{ 人} \times 1.6\% \times 7 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} = 1,188 \text{ 枚}$ 【1 人 1 日当たり 7 枚として算出】	施設入所者を除く要介護 3 以上
おしりふき(大人用)	$3,535 \text{ 人} \times 1.6\% \times 20 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} = 3,394 \text{ 枚}$ 【1 人 1 日当たり 20 枚として算出】	施設入所者を除く要介護 3 以上

哺乳瓶（使い捨て哺乳瓶）	3,535 人×0.3%×1 本×3 日=32 本 【1 人 1 日当たり 1 本として算出】	0 歳
生理用品	3,535 人×1/2×17.2%×1/4×6 枚×3 日 ^{*1} =1,369 枚 【対象人口比 4 分の 1（4 週に 1 回換算）に対し、1 人 1 日当たり 6 枚として算出】	12 歳～51 歳 女性 ^{*2}
非常用トイレ袋	3,535 人×97.0%×5 枚 ^{*3} ×3 日 =51,435 個 【1 人 1 日当たり 5 枚として算出】	紙おむつ使用者 を除く避難者
トイレットペーパー	3,535 人×97.0%×9 m ^{*4} ×3 日= 92,582m 92,582m/65m=1,425 ロール 【1 人 1 日当たり 9 mとして算出】	紙おむつ使用者 を除く避難者
マスク	3,535 人×50%×3 日=5,303 枚 【住民持参率 50%】	全避難者

【資機材】

品目	算出根拠及び目標量
発電機	32 基【避難所に 1 基】
投光器	32 基【避難所に 1 基】
コードリール	32 台【避難所に 1 台】
エアベッド	7 施設×30 台+25 施設×10 台=460 台 【自主避難所に 30 台、避難所に 10 台】
折り畳み式簡易ベッド	7 施設×30 台+25 施設×10 台=460 台 【自主避難所に 30 台、避難所に 10 台】
簡易間仕切り（パーティション）	7 施設×30 基+25 施設×10 基=460 基 【自主避難所に 30 基、避難所に 10 基】
着替え用テント	32 基【避難所に 1 基】
発電機用カセットボンベ	384 本【避難所に 12 本】
マイルディシート	160 本【避難所に 5 本】
懐中電灯	96 本【避難所に 3 本】
非接触型体温計	32 個【避難所に 1 個】

*1 正常な 1 回の月経持続日数は 3 日～7 日（基礎体温計測推進研究会調べ）であるが、他の備蓄品目に合わせて 3 日分の備蓄とする。

*2 日本女性の平均初潮年齢は 12.3 歳、平均閉経年齢は 50.5 歳（日本産婦人科学会（1997 年調査））であることから、12 歳～51 歳女性を対象とする。

*3 1 人 1 日当たりの平均的な排泄回数は 5 回（避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府、平成 28 年 4 月））。

*4 1 人 1 日当たりのトイレットペーパー使用量は約 9m（日本製紙連合会（2001 年調査））。

イ 市の災害対応職員

【食料・飲料水】

品目	算出根拠及び目標量	対象
アルファ米(アレルギー対応型)	621人×2食×3日×1/2=1,863食	市の災害対応職員
パン	621人×2食×3日×1/2=1,863食	市の災害対応職員
飲料水(500ml)	621人×2本×3日=3,726本 【1人1日当たり2本として算出】	市の災害対応職員

【生活必需品】

品目	算出根拠及び目標量	対象
毛布	621人×1/3=207枚 【交代勤務のため職員の1/3を想定】	市の災害対応職員
非常用トイレ袋	621人×5枚×3日=9,315個 【1人1日当たり5枚として算出】	市の災害対応職員
マスク	621人×3日=1,863枚	市の災害対応職員

5 備蓄（購入）計画

令和3年度から令和7年度までの5年間で、現在備蓄している物資と合わせて、備蓄目標量を調達するよう努める。

なお、本計画により整備した備蓄物資は、大規模な事故の発生等により応急援助を必要とする者がいる時や広域的災害における他自治体への支援など、人道的見地から必要と認められる場合には幅広く活用することとする。

(1) 食料・飲料水

- アルファ米、飲料水は保存期間5年以上、液体ミルクは保存期間12か月以上のもを購入し、計画的に更新を行う。
- 賞味（消費）期限切れによる廃棄処分を避けるため、保存期限が切れる年度内において、小中学校等における防災教育、避難訓練又は各種イベントで活用し、防災意識の高揚を図る。

(2) 生活必需品

- 保存状態や衛生面を考慮しながら計画的に購入・更新する。
- 備蓄物資として適さなくなった場合においても、可能な限り再利用等を検討する。
- なお、毛布については、カビ、虫及び湿気を防ぐため、10年程度を目処に、等分した量を毎年リパックする。
- 賞味（消費）期限がない備蓄物資については、財政的負担を均等化できるように5年度間で備蓄計画数量に到達するよう、毎年度購入する数量を設定する。ただし、計画数量が少量であったり、安価に購入できると思われるものは、一括して購入する。

(3) 資機材等

- 保存状況や耐用年数等を考慮しながら計画的に購入・更新する。
- 企業等との協定締結による流通備蓄も充実させていく。

(4) 備蓄物資の保存期間と更新

食料・飲料水及び生活必需品等の一般的な保存期間は次表のとおり。
備蓄物資の購入は、保存期間内に行うものとする。

品名	保存期間
アルファ米（アレルギー対応型）	5年
アルファ米（お粥）	5年
パン	5年
液体ミルク	14か月

飲料水（非常用保存水）	10年
毛布 ^{*1}	10年
紙おむつ（乳幼児用）	5年（使用期限なし） ^{*2}
おしりふき（乳幼児用）	5年（使用期限なし）
紙おむつ（大人用）	5年（使用期限なし）
尿取りパッド	5年（使用期限なし）
おしりふき（大人用）	5年（使用期限なし）
生理用品	5年（使用期限なし）
非常用トイレ袋	10年
マスク	5年（使用期限なし）

*1 10年以上経過した毛布については、衛生面からリパック（洗浄及び再梱包処理）を実施する。

*2 使用期限がない紙おむつ等については、5年更新とする。

6 備蓄倉庫について

本市では、現在「物資集積拠点」と「防災倉庫」を整備している。

災害時に市の備蓄食料の供給が必要と判断した場合、市は、防災倉庫を開放し、各避難所に供給するしくみとなっている。万が一、防災倉庫の物資で不足する場合は、物資集積拠点に保管された物資を各避難所へ供給する。

食料・物資の輸送については、原則、協定締結業者に依頼し、協定締結業者が輸送困難な場合は、市が市有車両又は輸送業者に要請して行う。

物資集積拠点及び防災倉庫の位置づけは、次のとおりである。

(1) 物資集積拠点、備蓄倉庫の位置づけ

ア 物資集配拠点

救援物資等の集積・保管、分配場所として活用するとともに、避難所への物資の2次的供給や被害の大きな地域への大量の物資供給に対応する拠点として位置づける。

イ 防災倉庫

災害が発生してから指定避難所に物資を配送するには時間がかかることから、その解消策として、災害発生直後に必要となる物資を中心に、指定避難所である小・中・高等学校等に防災倉庫を設置している。

(2) 物資集積拠点及び防災倉庫等設置箇所一覧

NO	名称	種類	所在地
1	清水小学校	防災倉庫	清水町2894
2	飯沼小学校	防災倉庫	前宿町1200
3	明神小学校	防災倉庫	明神町1-1
4	本城小学校	防災倉庫	本城町4-226
5	春日小学校	防災倉庫	春日町287
6	高神小学校	防災倉庫	犬吠埼10222-1
7	海上小学校	防災倉庫	垣根町1-370
8	船木小学校	防災倉庫	船木町140
9	椎柴小学校	防災倉庫	小船木町1-385
10	豊里小学校	防災倉庫	笹本町360
11	旧豊岡小学校	防災倉庫	八木町1758
12	双葉小学校	防災倉庫	東芝町8-5
13	第一中学校	防災倉庫	明神町1-1
14	第二中学校	防災倉庫	犬吠埼10292-49
15	第三中学校	防災倉庫	東小川町2348
16	銚子中学校	防災倉庫	唐子町31-2

17	銚子西中学校	防災倉庫	長塚町3-620
18	旧第六中学校	防災倉庫	野尻町553
19	旧第七中学校	防災倉庫	笹本町860-2
20	市立銚子高等学校	防災倉庫	春日町2689
21	県立銚子商業高等学校	防災倉庫	台町1781
22	県立銚子高等学校	防災倉庫	南小川町943
23	県立特別支援学校	防災倉庫	三崎町3-94-1
24	地域交流センター・銚子芸術村	防災倉庫	八木町1777-1
25	地域交流センター・銚子芸術村	物資集積拠点	八木町1777-1
26	銚子スポーツタウン	施設内	野尻町1600
27	さるだ学集館(旧猿田小学校)	防災倉庫	猿田町1179-2
28	豊里地区コミュニティセンター	施設内	笹本町359-1
29	海上地区コミュニティセンター	施設内	松岸町2-188-1
30	市体育館	施設内	前宿町1140
31	市民センター	施設内	小畑新町7756
32	保健福祉センター	施設内	若宮町4-8
33	銚子消防署	倉庫	唐子町371-2
34	銚子市役所	倉庫	若宮町1-1
35	銚子市旅館ホテル組合	各ホテル・旅館	8施設

7 流通備蓄について

本市では、流通業界等の業者と協定を締結し、災害時に、必要な物資を調達することとしています。このような業者から調達する物資を「流通備蓄」としている。

現在、食糧や水、生活必需品、日用品雑貨、資機材等に関して業者等と協定を締結しており、今後も協定の締結を推進していく。

内容	協定名	協定締結機関名
飲料水	災害時における救援物資提供に関する協定	利根コカ・コーラボトリング(株)
燃料等供給	災害時における燃料等の供給に関する協定書	千葉県石油協同組合銚子支部
燃料（プロパンガス・貸し出し用コンロ）等供給	災害時における燃料等の供給に関する協定書	社団法人千葉県 LP ガス協会銚子支部
機材（簡易水洗トイレ・発電機等）提供	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	(株)アクティオ
食糧・応急生活物資等の供給、施設等の提供	災害時における防災活動協力に関する協定書	イオンリテール(株)イオン銚子ショッピングセンター、イオンリテール(株)ジャスコ銚子店
生活物資の供給	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	(株)カインズ
飲料水	災害時における飲料水の提供に関する協定	(株)伊藤園
生活物資の供給	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	(株)セブン-イレブン・ジャパン
生活物資の供給	災害時における防災備蓄物資の提供等に関する協定	ガラスリソーシング(株)
物資（ダンボールベッド・間仕切り）供給	災害時における物資の提供に関する協定	王子コンテナ(株)霞ヶ浦工場
物資（移動式宿泊施設）供給	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	(株)デベロップ
物資（プラグインハイブリッドEV等）供給	災害時における電動車両等の支援に関する協定	千葉三菱コルト自動車販売(株)三菱自動車工業(株)

8 救援物資について

災害時応援協定については、災害の状況、規模に応じた迅速な応援が期待できることから、市内外問わず様々な場所の自治体と協定の締結を推進していく。

協定締結機関名	協定名
千葉県及び県下全市町村	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
神奈川県平塚市	銚子市と平塚市の災害時相互応援に関する協定
東京都中央区	東京都中央区と千葉県銚子市との災害時相互援助協定書
和歌山県湯浅町、有田川町、由良町、愛知県武豊町、千葉県東庄町	全国醤油産地市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定

1 防災基本計画

第2編 各災害に共通する対策編

第3節 国民の防災活動の促進

2 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

(略)

○国〔内閣府等〕，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。

・「**最低3日間，推奨1週間**」分の食料，飲料水，携帯トイレ・簡易トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，自動車へのこまめな満タン給油，負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策，飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備，保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

(略)

○市町村は，指定避難所において貯水槽，井戸，仮設トイレ，マンホールトイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど，要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，被災者による災害情報の入手に資する**テレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。**

(略)

○市町村は，指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，マスク，消毒液，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

○市町村は，指定避難所となる施設において，あらかじめ，必要な機能を整理し，**備蓄場所の確保，通信設備の整備等**を進めるものとする。また，必要に応じ**指定避難所の電力容量の拡大**に努めるものとする。

2 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

第1 平時における対応

4 避難所における備蓄等

(1) 食料・飲料水の備蓄

避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄に努めること。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成すること。

その際、**食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応のミルク等を備蓄すること**。なお、備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、**乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること**。食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるなど、要配慮者の利用にも配慮すること。また、**避難所を運営する職員の食料等の確保を検討**しておくこと。

(2) その他備蓄品の備蓄等

被災者の生命、身体の保護を優先とし、次に示した備蓄品の備蓄を検討しておくこと。また、**備蓄品の品目、所在、配付方法については、事前に市のホームページや広報等で公開することが望ましいこと**。

- ① **災害用トイレの備蓄や整備を進めておくこと**。
- ② **高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品を備蓄**しておくこと。
- ③ 避難所の感染症予防のため、**マスクや手指消毒液等を備蓄**しておくことが望ましいこと。
- ④ 発災時から、灯りのある生活及び通信環境を確保するため、**自家発電装置、非常用発電機及び衛星電話が避難所には設置されていることが望ましいこと**。なお、通信手段の確保において、無線機や避難所の衛星電話の使用について定期的に確認を行っておくべきであること。また、避難所に備え付けのその他の物品についても使用が可能か確認しておくこと。
- ⑤ **マッチ・使い捨てライター・プロパンガス・固形燃料等の燃料を備蓄しておくこと**。なお、大規模・広域的な災害での外部支援の期間を見通し、**必要十分な燃料を備蓄しておくことが望ましいこと**。ただし、ガソリン、石油等については、消防法で定める危険物に規定されているため、備蓄にあたっては同法との関係に留意する必要があること。
- ⑥ その他生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、被災者の生命、身体の保護を念頭に置き、次のとおり例示したものを備蓄しておくことが望ましいこと。

ア **タオルケット、毛布、布団等の寝具**

イ **洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着**

ウ **タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品**

エ **石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等の日用品**

オ **炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具**

カ **茶碗、皿、箸等の食器**

3 千葉県地域防災計画

第2章 災害予防計画

第10節 備蓄・物流計画

1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備

(2) 市町村における備蓄・調達体制の整備

市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア **生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。**なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、**避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築**などに努める。

ウ **消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努める**ものとし、**物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。**

4 銚子市地域防災計画

第2章災害予防計画

第7節防災体制の整備

4 食料、生活必需物資等備蓄体制の整備

(1) 食料及び生活必需物資の確保

ア 備蓄意識の高揚

住民、自治会、自主防災組織、事業所等に対して広報等により、各家庭・事業所における3日分以上の食料（レトルトのご飯、缶詰など。7日分を推奨。）及び非常時に持ち出しできる飲料水（ペットボトル入り）、家族構成や従業員構成を考慮した生活必需物資を備蓄することなど、備蓄意識の高揚を図る。

イ 公的備蓄の整備

市は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完するため、以下の事項に留意し、物資の備蓄体制の整備に努める。

- ① 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。
- ② 備蓄に当たっては、物資の特性、市内の各地区の人口、指定避難所の位置、浸水想定区域等の災害危険箇所を勘案し、集中備蓄又は分散備蓄を行う。
- ③ 食料等耐用年数のある備蓄物資は、随時入れ替えを行う。資機材については、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう常時点検、整備を行う。また、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により、県、各市町村、防災関係機関において備蓄物資情報の共有化を図り、この活用策の習熟に努める。

ウ 協定の締結

消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるものですべてを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者との協定締結のさらなる推進に努める。

また、既に協定を締結している団体、機関等とは必要に応じて協定内容の見直しを図る。

エ 帰宅困難者支援に係る備蓄

市は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

(2) 燃料の確保

市は、ガソリン、重油、軽油等の燃料を確保するため、平常時から関係団体等と協力体制を構築する。

銚子市備蓄計画

令和 3 年 9 月発行

銚子市総務課危機管理室

電話 0479-24-8193

e-mail antai@city.choshi.lg.jp